

## 社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 部会設置規程

### (設置)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業を円滑に推進するため、定款第33条第1項の規定に基づき部会を設置する。

### (部会の名称及び任務)

第2条 部会の名称及び所管事業は次のとおりとし、本会の運営に際し必要な事務事業について協議する。

名 称	所 管 事 業
総務部会	事務局規則第3条第1項第1号アからネ
地域福祉部会	事務局規則第3条第1項第2号アからタ

### (部会の組織)

第3条 各部会は、会長を除く理事をもって組織し、各部会の構成員数は次のとおりとする。

(1) 総務部会 4名

(2) 地域福祉部会 5名

2 部会員の選任にあたっては、理事会の同意を得なければならない。

3 補欠によって就任した理事の部会は、前任者の所属していた部会とする。

### (正副部会長の設置)

第4条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長及び副部会長は部会員の互選とする。

3 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (部会員の任期)

第5条 部会員の任期は、理事の在任期間とする。

### (会議)

第6条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴取し、また、資料の提出を求めることができる。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。